

S

DGsは、持続可能でより良い社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」とを宣言しています。この「誰一人取り残さない」という視点において、障がい者や育児者、高齢者も決して取り残されてはならない存在です。全ての人が、自立して安定した生活を送れる社会を実現しなければなりません。

目標11に掲げられた、「住み続けられるまちづくりを」。公共施設や交通機関、都市空間のバリアフリー



1_やさしさマークを庁舎に掲示 2_2重手すりをつけた階段 3_多機能トイレ

化などの取り組みが、この目標と関連します。県では、建築物や公衆トイレ、道路、公園、駐車場など不特定多数の人が利用する施設で、障がい者をはじめ、全ての人が安心して利用できるように、バリアフリー化を進めています。段差解消や通路幅の確保、車椅子用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に対して、「やさしさマーク」を交付しています。

町役場新庁舎も、バリアフリーに

バリアフリーから考えるSDGs 誰もが快適に安心して 住み続けられる町に

配慮した機能を備え、「やさしさマーク」の交付を受けました。障がい者や高齢者が階段でつまづかないように、段差を低くし、高さが違う2種類の手すりを付けたり、車いすの人や体が不自由な人が利用しやすいように、多機能トイレやエレベーターを設置したり、育児者のために授乳室を設けたりなど、さまざまなバリアフリーの工夫をしています。

普段何気なく通り過ぎている、自動ドアや音声案内が流れる横断歩道なども、バリアフリーの一例です。まずは、身近なバリアフリーの機能を探してみましょう。そこから、バリアフリーがもつ「思いやりの心」が見えてくるはずです。

閻総務課 ☎582-2111

SDGs宣言のまち

町は、「地方創生SDGs推進の町」を宣言し、各分野であるゆることに取り組んでいます。17の目標のうち、今月は「11：住み続けられるまちづくりを」の内容を紹介しました。まずは身の回りのことから実践してみましょう。

